

物価高への暮らし支援

令和6年度

冬の緊急支援給付金

支給対象
世帯

令和6年度

住民税非課税世帯

※名古屋市では、分かりやすく「冬の緊急支援給付金」と呼んでいます。

1世帯
あたり

3万円

子ども1人につき
2万円を加算

対象となる方には2月5日から
順次、書類をお送りします。

申請期限
当日消印有効

令和7年4月30日水



※下記5点を全て満たす世帯が対象

- ① 令和6年12月13日（基準日）に名古屋市に住民登録があること
- ② 世帯全員の令和6年度住民税（均等割）が非課税であること
- ③ 他市区町村から同種の給付金を受けていないこと
- ④ 世帯に租税条約により住民税を免除されている者がいないこと
- ⑤ 世帯全員が令和6年度住民税課税者の税法上の扶養に入っている世帯でないこと

（例）・親（課税）に扶養されている大学生の単身世帯（非課税）
・子（課税）に扶養されている両親世帯（非課税）など



名古屋市

支給までの主な流れ

令和6年度冬の緊急支援給付金

① 名古屋市

氏名・住所を記載した申請書等を、支給対象世帯に送付



② 「申請書」が届いた場合

申請書に必要な事項を記入し、郵送で提出
※電子申請による手続きもできます



② 「支給のお知らせ」が届いた場合

内容の変更がなければ**手続き不要**
※口座変更や辞退があれば、コールセンターへ申出

③ 名古屋市

審査のうえ、口座振込後、「振込完了のお知らせ」を送付



③ 名古屋市

内容に変更がない場合、お知らせ記載の日に口座振込



令和7年2月下旬までに支給対象にもかかわらず書類が届かない世帯（令和6年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯等）はコールセンターにお申出ください

令和6年度住民税非課税世帯向け「こども加算（2万円 / 児童）」について

加算対象児童

18歳以下の児童
（平成18年4月2日から令和7年4月30日までに生まれた児童）
※令和6年12月14日以降に生まれた児童の手続き方法については市公式ウェブサイトをご覧ください

受給者・支給額

世帯主（児童1人当たり2万円（1回限り））

支給方法

こども1人につき2万円を加算して、給付金（3万円）と同時に支給します

名古屋市緊急支援給付金コールセンター

TEL **050-3135-3260** FAX **052-228-2774**

受付時間（平日のみ）

9:00~
17:00



間違い電話が発生していますので、電話番号をよく確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。お問い合わせが集中し、コールセンターにつながりにくい場合があります。その場合はお手数ですが、時間等を変えておかけ直してください。

緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



◀市公式ウェブサイトはコチラから

名古屋市冬の緊急支援給付金

検索